

# 環境農林水産常任委員会会議録

平成24年 1 月26日

場 所 第4委員会室

平成24年 1月26日（木曜日）

---

午前9時59分開会

---

会議に付託された議案等

- 環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査
- その他報告事項
  - ・ 社団法人宮崎県林業公社について
  - ・ 宮崎県山林基本財産特別会計及び宮崎県拡大造林事業特別会計について
  - ・ エコクリーンプラザみやざき問題について
  - ・ 第11次鳥獣保護事業計画の策定について
  - ・ 東日本大震災で被災した集成材アーチ構造建築物の調査結果について

---

出席委員（8人）

委員 長	田 口 雄 二
副 委 員 長	二 見 康 之
委 員	福 田 作 弥
委 員	坂 口 博 美
委 員	中 野 廣 明
委 員	押 川 修 一 郎
委 員	新 見 昌 安
委 員	岩 下 斌 彦

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

---

説明のため出席した者

環境森林部

環 境 森 林 部 長	加 藤 裕 彦
環 境 森 林 部 次 長 （ 総 括 ）	金 丸 政 保
県 参 事 兼 環 境 森 林 部 次 長 （ 技 術 担 当 ）	黒 木 由 典

部 参 事 兼  
環 境 森 林 課 長

山 内 武 則

み や ざ き の 森 林  
づ くり 推 進 室 長

福 満 和 徳

環 境 管 理 課 長

橋 本 江 里 子

循 環 社 会 推 進 課 長

福 田 裕 幸

自 然 環 境 課 長

森 房 光

森 林 経 営 課 長

佐 藤 浩 一

山 村 ・ 木 材 振 興 課 長

水 垂 信 一

み や ざ き ス ギ  
活 用 推 進 室 長

武 田 義 昭

木 材 利 用 技 術  
セ ン タ ー 所 長

飯 村 豊

---

事務局職員出席者

議 事 課 主 幹

阿 萬 慎 治

総 務 課 主 任 主 事

押 川 康 成

---

○田口委員長 ただいまから、環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、委員会日程についてであります。

日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

---

午前10時0分再開

○田口委員長 委員会を再開いたします。

当委員会への報告事項の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後にお願いいたします。

○加藤環境森林部長 環境森林部でございます。

本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の環境農林水産常任委員会

資料の表紙をごらんください。本日は、報告事項が5件であります。

まず、1番目が、社団法人宮崎県林業公社についてであります。昨年11月15日に開催いたしました林業公社改革研究会の資料について御説明いたします。

2番目が、宮崎県山林基本財産特別会計及び宮崎県拡大造林事業特別会計についてであります。2つの特別会計の概要等について御説明いたします。

3番目が、エコクリーンプラザみやざき問題についてであります。浸出水調整池補強工事が完了いたしましたので、御報告いたします。

4番目が、第11次鳥獣保護事業計画の策定についてであります。平成24年4月1日からの5カ年計画の案を取りまとめましたので、御説明いたします。

5番目が、東日本大震災で被災した集成材アーチ構造建築物の調査結果についてであります。木材利用技術センターが調査を行いましたので、その概要について御説明いたします。

私からの説明は以上であります。詳細につきましてはそれぞれの担当課長等が御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

**○福満みやざきの森林づくり推進室長** それでは、報告事項の1社団法人宮崎県林業公社についてでございます。このことにつきましては別添資料で御説明いたします。

資料1の「第3期経営計画(改訂計画)(素案)ー経営改善内容の骨子ー」をごらんください。11月議会の常任委員会では、県の「林業公社のあり方に関する県方針(案)」の中で、平成24年度から29年度までの「林業公社が収支不足を解消するための改善計画」とその額をお示しいたしましたが、委員から、改善額の中身について知

りたいとの御要望がございましたので、本日はそのことにつきまして御説明させていただきます。この資料は、公社が作成した改善内容の骨子を、昨年11月15日に開催しました外部有識者による林業公社改革研究会において説明したもので、常任委員の皆様には、研究会開催日当日にファクスさせていただいた資料でございます。

1ページをごらんください。この中では、林業公社の経営改善に向けた取り組みにおいて、7つの項目を公社自身が行う経営努力に挙げております。まず、①列状間伐の実施でございます。列状間伐は、保育間伐を終了した人工林を対象に、一定の間隔で列状に伐採する方法であります。現在、公社の分収林においては、列状間伐の実施が可能な40年生以上の人工林適地が、平成29年度までの計画期間内で320ヘクタールあると見込んでおります。この施業方法においては、列状に伐採することから、通常の間伐と比べ搬出作業コストが低く抑えられ、間伐収入の増加につながるものであり、積算にありますように、ヘクタール当たり50立方メートルの収穫により、6年間で約3,400万円の収入増を見込んでおります。

次に、②带状複層林施業の実施でございます。带状複層林施業は、46年生以上の人工林を対象に带状に伐採し、跡地に植栽し複層林に誘導する方法であります。この施業方法では、通常、主伐時には補助対象とならない伐採経費についても補助対象となることにより収入増となることに加え、その後15年間隔で带状に伐採し、伐採後には植栽も行うものであり、最終的には公益性の高い複層林が造成されるメリットがあります。現在、公社の分収林では対象となる46年生以上の人工林はありませんが、平成25年度以降29年度までに、市町村有林で80ヘクター

ル、民有林で70ヘクタールの実施可能地がありますので、合計150ヘクタールで取り組みたいと考えております。積算の米印にありますように、この施業はヘクタール当たり平均111万7,000円の収入増が見込まれ、市町村有林では約7,600万円、民有林では約4,500万円、6年間で約1億2,100万円の収入増を見込んでいます。

次に、③帯状複層林施業の実施に伴う分収割合の見直しでございます。帯状複層林施業を導入いたしますと、先ほど御説明しましたように、所有者にとっても通常より多くの収入が見込めることから、土地所有者の同意を得た上で分収割合を見直し、公社の収入増につなげていくものです。具体的には、既に分収割合を9対1に見直した市町村有林を除く民有林70ヘクタールについて、分収割合を6対4から7対3に見直すことで、6年間で約700万円の収入増を見込んでおります。

次に、2ページをごらんください。④主伐時のコスト削減のための作業路開設でございます。これは、主伐のための作業路開設を、補助対象となる利用間伐時に先行的に実施するもので、主伐時の伐採搬出コストが大幅に削減され収入増につながるとともに、道路があることにより、主伐の入札時に条件有利地として高値での販売を見込むものでございます。補助金の適化法上、間伐作業路開設後10年間は主伐できないため、平成29年度までに改善効果を見込むことはできませんが、おおむね平成35年度以降には搬出コスト削減による改善効果があらわれてくるものと考えております。

なお、この資料には入ってございませんが、常任委員会での御意見を踏まえ、県方針においては、主伐時のコスト削減のための作業路開設

箇所につきまして、分収割合の見直しもあわせて行うこととしております。

次に、⑤間伐材の直納方式による販売でございます。公社営林では、現在、木材の売り払いを、間伐材は市場売り、主伐材は立木売りで実施しております。直納方式は、間伐材を原木市場を経由せずに山元から製材工場に直接販売する方式であり、①と②で実施した列状間伐実施地320ヘクタールと帯状複層林施業実施地150ヘクタールを合わせた470ヘクタールの4割の188ヘクタールで取り組むこととしております。これにより、市場手数料や、市場での木材の長さや直径区分ごとに積み上げる極積み料にかかる経費が削減できることから、6年間で約2,600万円の収入増を見込んでおります。

次に、⑥分収交付金算定基礎の見直しでございます。所有者に交付する分収交付金の算定に当たりましては、これまで収穫調査に要する賃金や旅費等の直接経費のみを差し引いておりましたが、作業路開設等に要した経費や、入札や登記などの事務処理に要する人件費、旅費等の間接経費についても、公社経営には当然必要な経費として適切な積算を行い、売り上げ収入から差し引いて交付することといたします。これらの必要経費の算定によりまして、6年間で約1,600万円の収入増を見込んでおります。

次に、3ページをお開きください。⑦計画に沿った収入の確保でございます。これは、収益性の高い分収林の優先伐採や主伐箇所を追加することにより、公社の収入確保を図るものであります。具体的には、収益が約2割高い分収林の優先伐採を行うこととしておりますが、現在、立地条件や生育状況により、過去の公社の公売実績から見て、通常よりも2割程度高値で販売できると見込まれる分収林があります。このう

ち、平成29年度までに所有者との協議が調ったところから180ヘクタールを優先的に伐採するものであります。

また、主伐の追加実施としまして、公社の収入確保のため、第3期経営計画において計画していた主伐面積に加えまして、平成29年度までに民有林の60ヘクタール、市町村有林の50ヘクタールの主伐を追加するものであります。これらの取り組みにより、6年間で約1億600万円の収入増を見込んでおります。

次に、2利息の軽減でございます。利息の軽減としましては、日本政策金融公庫の低利の利用間伐推進資金を活用しながら、これまでの借入金のうち金利の高い借入金の繰り上げ償還を実施することとしております。また、市中銀行からの借入金のうち、金利1.95%以上の借入金につきまして、銀行との交渉により、金利を1.6~1.8%程度に引き下げてもらうこととなっております。これらの取り組みによりまして、平成29年度までの6年間で約9,000万円の利息軽減効果があるものと見込んでおります。

以上の取り組みにおける経営改善額をまとめたものが、3平成24年度から29年度までの経営改善額でありまして、6年間の合計で約4億円の収支の改善を見込んでいるところでございます。

なお、この時点の公社の改善内容には、県及び市町村の支援について記載されておりませんが、平成29年度までの林業公社の経営努力や、利息の軽減を行ってもなお不足する資金については、県及び社員である市町村から貸付金による支援を要請し、経営改善に努めていくこととしております。

県としましては、公社に対しこれら経営改善計画の確実な実行を求めることとしております

が、公社におきまして、既に今年度から列状間伐の実施等、一部の取り組みにつきまして試験的に実施するなど、待ったなしの経営改善に取り組んでいるところであります。今後も、公社に対しさらなる経営努力や利息の軽減について粘り強い取り組みを求め、一層の収支改善が図られるよう厳しい目を持って指導・監督を行ってまいりたいと考えております。

林業公社については以上です。

次に、委員会資料の2ページをお開きください。報告事項の2宮崎県山林基本財産特別会計及び宮崎県拡大造林事業特別会計について御説明いたします。これにつきましても委員からの御要望によるものでございます。

まず、(1)の特別会計の概要にありますように、県有林は、明治35年に御料林の払い下げを受け「諸県県有林」を設置したのが始まりであり、一方、県行造林は、昭和3年に分収造林契約に基づき市町村有林を対象に県が造林を行ったのが始まりであります。

①の県営林の分類をごらんください。県営林の面積は、平成23年4月現在、全体で1万6,408ヘクタールの面積があり、その内訳は、右上の県有林が6,845ヘクタール、下の県行造林が9,563ヘクタールであります。県有林は県が土地所有者であり、右端上の諸県県有林を初めとする56団地と、その下のひなもり台県民ふれあいの森など県民の森3団地で構成されております。一方、県行造林は、県と土地所有者の2者で分収造林契約を締結する右上の二者県行造林278団地と、その下の、県が造林者または費用負担者となり、土地所有者と造林者及び費用負担者の3者で分収造林契約を締結する三者県行造林220団地で構成されております。

ここで、恐れ入りますけれども、5ページを

お聞きください。参考といたしまして県行分収造林の仕組みを記載しております。1の二者県行造林は、土地所有者と宮崎県が分収造林契約を締結するもので、県は造林者及び費用負担者となって事業を実施し、土地所有者との分収を行うものであります。これまでの造成費用につきましては、主に、平成13年度まで日本政策金融公庫から借入れ等により行ってきております。なお、この借入れは平成14年度以降は行っておりません。また、日本政策金融公庫への借入金の償還につきましては、木材価格が長期に低迷しておりますことから、事業収入では日本政策金融公庫への償還が困難となったため、平成5年度から一般会計からの繰り入れを充当しております。

次に、その下、2の三者県行造林についてあります。フロー図は、県が費用負担者で森林組合が造林者となる新ひむか県行分収造林を事例として示しております。この三者県行造林は、土地所有者と造林者である森林組合、下のほうにあります宮崎県の3者で分収造林契約を締結し、県が費用負担者となって森林の造成を行い、収益を分配するものであります。造成費は、日本政策金融公庫から県が資金を借入れ、造林者の森林組合に負担金として支出しており、収益の分収は、土地所有者3割、県6割、森林組合1割の比率となっております。

恐れ入ります、再び2ページにお戻りください。②の県営林所在の地域分布の状況であります。左から2列目の県有林は14市町村、右の県行造林は21市町村に分布しております。

③には管理森林面積を樹種別にあらわしております。表の左から2番目の県有林では、杉が県有林面積の約47%に当たる3,240ヘクタールを占めており、その90%は伐採可能な標準伐期齢

に達しております。また、ヒノキは950ヘクタールで、その62%が標準伐期齢に達しております。松は478ヘクタールで、その98%が標準伐期齢に達しておりますが、約7割が一ツ葉などの海岸林でございます。その他の樹種2,177ヘクタールにつきましては天然林であります。

続きまして、表の中ほどの県行造林であります。県有林と同様、杉が県行造林面積の約57%に当たる5,509ヘクタールを占めており、その92%が伐採可能な標準伐期齢に達しております。また、ヒノキは1,387ヘクタール、松は666ヘクタールとなっております。その他の樹種2,001ヘクタールにつきましては天然林であります。

次に、④特別会計の設置についてであります。アの山林基本財産特別会計（県有林）につきましては、昭和24年に設置した特別会計であります。当初はこの会計一本で県有林と県行造林を管理しておりましたが、昭和39年に県行造林を本会計から分離しまして、県土の保全と地域経済の振興に寄与するため、県有林の維持造成に伴う歳入歳出を行うことを目的に設置したものでございます。

次に、イの拡大造林事業特別会計（県行造林）につきましては、昭和39年に山林基本財産特別会計から県行造林を分離して設置した特別会計であります。これは、県が民有林野に地上権を設定して造林を行い、森林資源の造成及び林野の保全とあわせて、その収穫を当事者間で分収することによって地域経済の振興に寄与するため、県行造林の維持造成に伴う歳入歳出を行うことを目的に設置したものであります。

3ページをごらんください。(2)決算及び財務等の状況について御説明します。①の収支の実績等ではありますが、今御説明いたしました両特別会計については、昭和44年度から5年ごと

に経営計画を策定し、計画的な施業や収穫を行ってきており、現在、平成21年度から25年度までを計画期間とする第9次経営計画に基づき管理運営を行っているところであります。本日は、出典が確かな昭和44年度の第1次経営計画から現行の第9次経営計画までの実績等を取りまとめましたので、御説明いたします。

アの山林基本財産特別会計（県有林）であります。表は、左端にありますように事業と財務に区分しております。区分の右横の「S44～H22」の列をごらんください。平成22年度までの事業関係収支実績につきましては、事業収入66億6,000万円余に対し支出が82億9,000万円余で、収支は16億2,000万円余のマイナスとなっております。一方、その下の財務関係につきましては、収入のところの県債が41億1,000万円余、その下の拡大造林繰入金1億8,000万円余、その下の一般会計繰入金16億2,000万円余で、支出は、償還元金27億円余、利息15億7,000万円余であり、財務収支は16億3,000万円余、事業と財務を合わせた総収支は881万2,000円となっております。また、本年度の見込みにつきましては、右隣にありますように、事業関係収支が157万4,000円の黒字、財務収支は同額のマイナスとなっております。

次に、下の表、イ拡大造林事業特別会計（県行造林）につきましては、表1行目の区分「S44～H22」の列をごらんいただきますと、平成22年度までの事業関係収支実績は、事業収入115億4,000万円余に対し支出が128億1,000万円余で、12億7,000万円余のマイナスとなっております。一方、財務関係の実績は、県債25億1,000万円余と一般会計繰入金17億4,000万円余の収入から、償還元金15億9,000万円余と償還利息13億6,000万円余の支出を差し引きますと、財務の

収支（B）は12億9,000万円余となり、総収支は2,400万円余の黒字となっております。また、右隣の本年度の見込みにつきましては、事業収支が1,700万円余、財務収支は同額のマイナスとなっております。

次に、4ページをお開きください。②の長期借入金利率別残高であります。県営林の借入金は日本政策金融公庫からだけありますが、この表は、日本政策金融公庫から借り入れている資金の本年1月現在の状況を示したものであります。表2列目の山林基本財産特別会計をごらんください。借り入れ利率は3.50～1.00%であり、借り入れ残高は13億5,000万円余となっております。なお、同会計の借り入れ資金総額は、下の参考にありますように、41億1,000万円余であります。次に、右隣の列、拡大造林事業特別会計をごらんください。借り入れ利率は0～3.9%で、8億6,000万円余となっております。借り入れた資金の総額は25億1,000万円余であります。

③の長期借入金利息の軽減の取り組み状況につきましては、アの県有林では、平成14、15年度に公庫の施業転換（長伐期）資金を活用して、約17億円について、3.5～5.0%の高利率の資金を1.0～1.55%の低利率の資金に借りかえを行い、約7億円の利息軽減を図っております。

また、イの県行造林では、平成19年度に公庫の施業転換資金（10年延長）を活用しまして、約7億円について、3.1～3.9%の高利率の資金を2.2%の低利の資金に借りかえを行い、約1億円の利息軽減を図っております。

なお、高金利の資金の利率引き下げにつきましては、日本政策金融公庫に確認したところ、公庫資金については、林業公社の場合と同様に財政投融资の調達金利と同率で貸し付けていることから、金利を引き下げることは困難との回

答を得ております。

最後に、④に一般会計に対する県営林の寄与（繰出金）をお示ししております。これまで、県営林の収入から得られた剰余金につきまして、一般会計に対して繰り出しを行ってきておりますが、その内容は、表の2行目にありますように、県庁舎に1億3,000万円余、下から4行目の宮崎総合庁舎等に1億1,000万円など合計4億9,000万円余を繰り出しております。なお、昭和34年から36年にかけての県庁舎への繰り出しにつきましては、県庁1号館の建設に要する費用の約半分との記録が残っております。このほかにも、戦後の県の復興資材として約5,600立方メートルが伐採されたり、宮崎市の復興資材として昭和27年度までに3万5,000立方メートル活用されたりするなど、木材の現物支給も行ったとの記録が残っております。

説明は以上でございます。

**○福田循環社会推進課長** 委員会資料の6ページをお開きください。エコクリーンプラザみやざき問題について御報告いたします。

まず、(1) 浸出水調整池補強工事の完了についてであります。環境整備公社が21年3月から進めておりました浸出水調整池の補強工事が、昨年末、12月26日に完了いたしました。補強工事は、当初、22年5月に完了する計画でありましたが、施工中に基礎くい追加や地中ばりの延長、水槽内部のコンクリート打設時に発生したひび割れの対応などが必要になったことから、計画より1年7カ月おくれで、ようやく安全・安心な施設としての機能を回復したところであります。この補強工事に要する費用16億9,800万円につきましては、現在、県及び参画10市町村が折半し公社へ貸し付けております。最終的な負担割合につきましては、貸し付けに当たって

取り交わした確認書の中で、「法的な手続を経て、責任の所在を踏まえながら協議する」と定めておりまして、現在係属中の損害賠償請求訴訟の結果を踏まえて、県と市町村とで改めて協議することとなっております。

次に、(2) 浸出水処理水の下水道放流についてであります。公社は、塩化物処理システムの能力不足対策としまして、塩化物イオンを含む浸出水処理水を宮崎市の公共下水道へ放流するための施設整備に昨年7月から取り組んでおります。工事は順調に進捗していることから、今月末までには完了する見込みとなっております。その後、試験運転を行い、4月から使用を開始することとしております。

次に、(3) 損害賠償請求訴訟についてであります。公社は22年4月に、浸出水調整池及び塩化物処理システムに係る設計・施工業者等に対して15億8,700万円余の損害賠償を求める訴訟を提起しており、これまで13回の審理手続等が行われております。被告側は全面的に争う姿勢を示しており、弁護団からは、争点が専門的かつ多岐にわたるため裁判は長期化する見込みで、一審判決までもまだ数年はかかるという見解が示されております。

私からの説明は以上であります。

**○森自然環境課長** めくっていただきまして、委員会資料の7ページをお願いいたします。第11次鳥獣保護事業計画について御説明をいたします。

本計画は、(1) にありますように、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣保護事業の実施に関する計画を策定するものでございまして、議会の議決事項とはなっておりませんが、その計画案を取りまとめたもので、御報告いたします。

まず、計画の概要であります。本計画は、下の丸のフロー図にありますように、国の定める基本指針に則して知事が定めることになっておりまして、県や市町村、関係団体は、その計画に基づきまして、それぞれの地域で鳥獣の保護管理を実践することになっております。

次に、(2)の計画期間でございますが、平成24年4月1日から5年間でございます。

続きまして、(3)の計画案の主な内容の①鳥獣保護区、特別保護地区に関する事項であります。鳥獣保護区等では狩猟が制限されることになっておりますので、保護区周辺の農林作物被害が顕著となる事例が見受けられております。このため計画に当たりましては、市町村を通じて事前に地元の意向を十分に伺ったところでございます。その結果、表の上段の鳥獣保護区につきましては、現在の10次計画の108カ所のうち、表の右端にありますように、1カ所、具体的には日之影の鳥獣保護区の460ヘクタールを継続せず、第11次計画では107カ所の計画としております。また、2段目の特別保護地区につきましては、現計画と同様、8カ所の指定を行う予定としております。

次に、②の鳥獣の捕獲及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項、アの愛玩飼養を目的とするメジロの捕獲につきましては、これまで1世帯1羽に限り許可しておりましたが、今回の第11次計画では、国の基本指針に沿って、認めない方針としたいと考えております。その理由や背景でございますけれども、昨年9月に国の基本指針が改正されまして、原則として、愛玩のための飼養を目的とする捕獲は認めないとされたことのほかに、全国的にも密猟や違法飼養が後を絶たない現状があること。2つには、先ほども御説明しましたように、計画案を策定するに

当たりまして事前に各市町村に意見照会を行いました結果、すべての市町村が認めない方針に賛同していただいていること。さらには、長崎県を除く九州各県すべてが認めない方向で検討中であることなどでございます。

次に、8ページをごらんいただきまして、イの有害鳥獣捕獲の要件についてであります。近年の野生鳥獣による農林作物被害が多発している現状等を踏まえまして、有害鳥獣捕獲体制を今後とも継続して確保していく必要がありますことから、銃器を使用する有害捕獲の場合、現在の3年連続の狩猟者登録に加え5年以上の経験の要件を、過去5年以内に3年以上の経験があれば捕獲班員とすることができるよう、要件を緩和することとしております。また、わなの場合、現在の2年連続して狩猟者登録が必要という要件を、過去5年以内に1年以上の経験を有すことに緩和するほか、農協などの法人が有害捕獲を行う場合で、一定の要件を満たせば、狩猟免許を有しない者が補助的に従事できるよう変更することとしております。その一定の要件といたしましては、表の欄外に記載しておりますように、有害捕獲を実施する法人が補助者に対し猟具の取り扱い等に関する講習を十分に行うこと、あるいは万が一に備えまして損害賠償保険に加入することなどでございます。

最後に、今後のスケジュールでございます。表の中ほどにございますが、現在、昨年中に市町村へ意見照会した結果、あるいは宮崎県自然環境審議会の鳥獣部会委員からの御意見を踏まえまして、計画案として取りまとめたところでございます。今後、この計画案をもとに2月にかけてパブリックコメントを実施いたしまして、県民の皆様からの意見を計画に反映させた上で、3月上旬に自然環境保全審議会へ諮問すること

としております。その結果を3月議会の常任委員会へ御報告しました後、4月1日からの施行を予定しているところでございます。

今後とも、鳥獣保護事業計画を円滑に推進することによりまして、鳥獣の適切な保護管理、あるいはさらなる狩猟の適正化に努めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

**○飯村木材利用技術センター所長** 木材利用技術センターの飯村でございます。

9ページをごらんください。東日本大震災で被災した集成材アーチ構造建築物の調査結果について御説明いたします。

初めに、(1)の調査対象施設の概要と私とのかかわり合いです。10ページの表1をごらんください。ハウジングプラザ山大は、宮城県石巻市に今から27年前の昭和60年に建設された住宅事業部の展示場施設です。設計は、仙台市の盛総合設計が集成材アーチ構造部の断面・接合設計、施工指導は三井木材工業が行いました。当時、私は三井木材に勤務し、この集成材アーチの断面・接合設計、施工指導は私が担当しました。使用樹種は、大断面集成材工場が北海道の砂川市にあったことから、北海道産エゾマツ、トドマツを採用しました。施主及び施工は山大でして、同社は杉を中心とした自社山林を保有し、植林から製材、乾燥、プレカットまで一貫管理体制を備えた木造住宅メーカーです。規模は880平方メートルで、当時としては日本を代表する大規模な集成材建築物です。

写真1をごらんください。建物の北側から撮影した建設中の状況ですが、建物の反対側の南側はすぐ太平洋、石巻湾です。沿岸地帯特有の塩害、台風、軟弱地盤といった厳しい環境条件の中でも、長期間にわたって愛される木造とな

るように、過去に携わった事例を参考にしながら、岩礁隣接地帯仕様として設計、指導しました。ちょうどK型の筋交いをつり下げているところですが、地震と台風のために設計した2本の突っ張り材を配したこのK型の筋交いが、今回の津波被害を最小に食いとめる重要な役割を担ったのです。後で御説明いたします。

写真2をごらんください。これは建物内に展示用のモデル住宅を設置している状況です。同社のパンフレットでは、「この建物は、新しい屋内タイプの住宅展示場として建てられました。スパン20m、桁行16m、最高高さ12mのこの大きな展示場には、2階建ての住宅をそのまま建てられる大空間があり、訪れる人々は常に快適な見学ができます」と紹介されています。屋内のモデル住宅はその後撤去され、被災時は住宅設備機器等を展示していたとのことです。

次に、(2)の調査日及び調査者ですが、その前に、私がこの調査を行うに至った経緯を御説明しますと、平成23年5月25日に開催された北諸県地方連絡協議会の際、山下博三議員が石巻の被災地で木造集成材アーチ構造が残ったことを説明され、私に対して、なぜ残ったのか説明を求められたことがきっかけでした。昔の仕事仲間からも、「飯村君が担当した集成材構造は残ったよ」という連絡を震災直後に受けていたので、多分それだと思い、残った理由について当時を思い出しながらお答えし、さらに、調査の機会があれば現場を見てみたいと申し上げました。会議後に山下議員から数枚の写真を見せられ、まさに私が担当した建物であることが判明しました。建て方指導が現場を見た最後でしたから、むき出しとなった集成材アーチは、私にとって26年ぶりの再会となりました。私には、残った集成材アーチが山下議員を通じて私

に会いたいと叫んだのではないか、何とも言えない時空を超えた不思議な感じを抱きました。運命的な再会が今回の報告に至る始まりとなりました。

調査は、昔、一緒に挑戦した山大の高橋専務を初め、設計者の盛総合設計・栗原所長、昔の仲間であり、今後の修復工事を担当される三井住商建材の塩崎設計総括担当と合同で行いました。調査に当たり、私は当時の設計資料を持参しましたが、山大は保管倉庫が流されてすべての資料が流失したこと、盛総合設計も当時の設計資料は一切残っていないということでした。背後地の惨状やむき出しになったままの集成材アーチを思うと、少しでも復興に役立てばと思い、残された資料をもとにしながら、できるところまでは再使用への検討を進めてみようと思案した次第です。

(3)の調査結果ですが、①調査対象は海岸線から60メートルと近く、その間障害物はないため、津波を真正面から受けたこととなります。この条件ならば、平成17年に内閣府が公表した「津波避難ビル等に係るガイドライン」に示された津波荷重算定式を引用して建物に対する津波荷重を計算できると判断できました。

②津波による痕跡から判断すると、浸水高は4メートルと推測しました。敷地内の別の施設の痕跡からも浸水高4メートルの測定結果を得ることができました。

③外壁は流失し、写真1に映し出されたK型筋交いは一部残存していましたが、北側はほとんどが激しい損傷を受けることになりました。

④集成材アーチは、5連とも流失を免れました。津波による残留変形はありませんでした。それは残った仕上げ面のひび割れや剥離が少なかったことから裏づけられました。

⑤集成材アーチ構造物の両隣に位置する建屋の集成材フレームも流失を免れました。

⑥津波規模を高さ4メートルとして津波荷重算定式から算出すると、津波に真正面から向き合う面にかかる平均津波荷重は $95.5\text{kN/m}^2$  ( $9.75\text{t/m}^2$ )で、風荷重の98倍の大きさとなることがわかりました。

⑦外壁流失後に集成材フレームにかかる津波荷重は $3.82\text{kN/m}^2$ で、平均津波荷重の25分の1、風荷重の4.1倍に低下したことが計算結果からわかりました。

⑧外壁流失後の津波荷重に対する集成材アーチの応力解析の結果では、許容応力度を超える荷重は集成材アーチにかかっておらず、安全性が確保された状態であり、初期状態に近い状態であることが判明しました。

これらの調査結果から、この建物が流失を免れるに至った経緯は、私の解明では次のようになります。まず、海岸から遡上した津波は勢いを弱めることなく建物の南面外壁に衝突したが、外壁材や壁を支える間柱や、その背面にある筋交いが瞬時に損傷、流失することで津波に対する重圧面積が急速に減少し、残った大断面アーチの重圧面積に対しての津波荷重は負担できる範囲内の荷重であったことから、少ない変形で持ちこたえることができた。

次に、津波は北面の壁に向かって衝突することになりますが、その際は、内部にあった資材や南面の流失物が海水と一緒にあって北面に衝突する。水面まで埋め尽くすような塊として壁面全体を襲うことになる。そこで、それら塊による水平荷重を受けとめることになったのは、二次部材の中で一番大きな断面を持つK型筋交いの突っ張り材でした。その2本の突っ張り材を上部で一緒に固定した接合部が最も弱いこと

が、計算結果によりわかりました。そもそもこのK型筋交いはアーチの横ぶれ防止のために設計されたもので、筋交い面に直角方向からの荷重は想定していませんでしたから、大きな荷重は負担できないのです。そこが破壊することで木質資材の塊を通過させたことになったと推察しました。もし突っ張り材が筋交い面に直角方向の荷重も含め強固に固定されていたら、K型筋交いがダムのようになり、アーチ脚部はアーチを破壊に至らしめる荷重まで上昇し、集成材アーチ全体も柱や脚部が崩壊することで流失していたものと思われます。ハウジングプラザ山を救ったのは、写真1に示したK型筋交いが初期の段階でうまく外れたからであった。何とも不思議なことが重なっているものだと驚きました。

最後、(4)のまとめです。①沿岸部に建設された対象施設は、塩害対策など耐久性が担保されていたことで耐津波性が確保されており、接合金物の溶融亜鉛メッキ仕上げや木材が塩害に強いことが証明されました。

②使用された木材が格付されていたことで、今回の津波荷重に対する構造安全性が確認され、国産杉でも格付することで、外力に対する断面決定を通じて沿岸施設の構造物に利用できることがわかりました。

③建物への津波荷重を軽減させるためには受圧面積を最小化する必要がありますが、対象施設は大断面集成材アーチを用いて部材数を減らし受圧面積を最小化していたことで、集成材アーチは流失を免れたわけです。

④耐津波性木造は、筋交いを不要とするアーチ構造やラーメン構造、方杖構造が有利となることがわかりました。

以上が調査結果の概要です。

今回の調査結果は、木質構造研究会が昨年12月1日から2日にかけて東京大学で開催した第15回木質構造研究会技術発表会で、「東日本大震災津波を受けた築26年の集成材アーチーハウジングプラザ山大」と題して、私のほうから、なぜ被災を免れることができたのかについて発表しました。会場からは指摘等はなく、発表内容はそのまま認められました。

資料2の報告書は後ほどごらんいただきたいと思います。説明は以上です。

○田口委員長 ありがとうございます。執行部の説明が終了しました。

委員の皆様、質疑はありませんか。

○中野委員 まず、林業公社についてお尋ねいたします。きょうの説明とはちょっとあれですけど、去年、私が本会議で林業公社についていろいろ質問しました。その後県は、間髪を置かずに、林業公社はそのまま従来どおり行うとかいうような記者発表をしていますよね。

○加藤環境森林部長 \*存続するという記者発表を即座にしたという記憶はございませんけれども……。

○中野委員 新聞情報ではそういうふうな書いであつた。そういう記者発表したでしょう。たしか知事が載っていた。

○加藤環境森林部長 議会の質問後にいろいろなマスコミの取材はあつたかとは思いますが、それについての取材対応はしたことはあつたろうと考えます。

○田口委員長 暫時休憩します。

午前10時48分休憩

---

午前10時49分再開

○田口委員長 委員会を再開します。

※12ページ右段に訂正発言あり

○福満みやざきの<sup>もり</sup>森林づくり推進室長 11月議会が終了後、県のほうで四役会議を開いて県方針案をまた審議しまして、県方針として知事の決裁を15日に行いました。そして翌16日に、11月議会で説明した内容に若干修正を加えた形で県方針として決定した旨を、知事の記者会見で報告をさせていただいたところでございます。

○中野委員 だから、あの時点でね、決定したというけど、それは予算がついて決定する話ですよ。どういう魂胆でああいう説明をしたのか。民間の人はみんな、「林業公社はまだそのまま、また県はやるとじゃな」と、そういう話になっているわけです。決定するとかしたとか、発表がどうか知らんけれども、あくまでも来年度の県の補てんもないとやっていけない中でそんな発表して、議会というのはどうなるのか。議会の立場は何もない。まだ2月議会も終わらないうちに。四役会議がどれだけ権力があるか知らんけど。

○加藤環境森林部長 県としまして存続する方針を決定したということでございます。議会の議決ということに関しましては、2月議会での審議をお願いすることになるかと思っております。

○中野委員 だから、3次計画を出して私と議論したときも、その中で「従来のままでやっています」という言い方で、私はそれ以上突っ込んで——別に存続したらいかんとかそういう話じゃない。見直しをしたらどうかとやっておる中で、私は何も存続しませんとかそういう話じゃないわけです。改めてそういう記者発表しているわけ——第3次計画の見直しをつくって出したのは、存続する前提で議会に出しているわけでしょう。存続する前提で議論をしている中で、存続せんとかするとか、まだそれは議

論の最中であつたわけです。あんたたちがそこまでするんだつたら、まだ突っ込み方はあつたわけです。まだ2月議会があるからと思って、私はあれぐらいでとめておつたわけですね。私に言わせれば、あれは質問に対する挑戦状みたいにとれたけど。四役会議するのはいいです。それを何で公の場、記者発表で、ぶら下がりか何かしらんけど、議論の途中にあえてそういうのを出さないといかんかということ。

○加藤環境森林部長 先ほど取材に対して答えたというのは、時期的な問題で、ずっと以前の話と勘違いしていましたので、それは訂正いたします。先ほど言いましたように、12月の時点で記者発表したことは事実でございます。先ほど室長が説明したとおりでございます。

それにつきましては、これまで委員会とか本会議でもいろんな御質疑等ございまして、それに対して、もともとは存続、廃止両面から検討しておつたわけございまして、その中で計画の見直し等、あるいは今後どうするかということを検討して、存続、廃止両方あつたわけですが、廃止でなくて存続という方向で今後計画の見直しもしていきたいということで、県としてそういう方針を決めたということを発表したわけでございます。

○中野委員 12月の議会中に3次計画の見直しを出したじゃないですか。29年度までに12億ぐらい足りん。いろんな検討したけれども、存続するのが好ましいということで、存続しますということで12月議会もやりとりしているわけです。県は「存続しません」とは言っていない。12月議会のときと考え方は何も変わっていない。それを改めて何で記者発表する理由があるかということを知っているわけです。

○加藤環境森林部長 議会の中では、存続する

方向がああ時点ではベストだというふうにお答えしたと思うんですけれども、そういう方針のもとに、そして3次計画の見直しの内容についてもあわせて具体的に公表したということがございます。

○中野委員 私はそういうのは初めての経験ですけど、議会でやりとりした結果、まだ次の結論も出ていないのに、ああ時点で記者発表した、中身は何も変わっていない。ただ、指導を強力にやりますという中身だけです。それが今度の議会で議論が続くわけです。それはそれでいいです。そういうことであれば非常に不愉快だった。

次に、今、資料の説明をもらいました。林業公社、前回、29年度までの改善計画が出ていましたよね。あれの数値は変わらないわけでしょう。12億足りない中で、4億か5億効率化しますとかいう中身ですよ。これでもって12月議会の数値が変わるといふことじゃないですよ。確認だけ。

○福満みやざきの<sup>もり</sup>森林づくり推進室長 委員 おっしゃるとおり、せんだって御説明した内容の金額は変わっておりません。

○中野委員 それから特別会計、山林基本と拡大造林、中身がわかりませんが、その中で特別会計は1万6,000ヘクタール、林業公社は1万ヘクタールなんです。この特別会計の中で分収分というのがありますよね、ここら辺の違いというのは何ですか。林業公社の分収林とこの特別会計の分収林はなぜ違うのか。時間があれだから簡単でいいです。

○福満みやざきの<sup>もり</sup>森林づくり推進室長 林業公社の分収造林と県行造林の分収造林は仕組み的には一緒でございます。ただ、1万ヘクタールと1万6,000ヘクタールという数字の御指摘をい

ただきましたけれども、県行造林の場合は、資料の2ページにございますように9,500ヘクタールほどの造林面積ということで、ほぼ一緒ぐらいでございます。なぜ違うかと申しますと、基本的には一緒ですけれども、県行造林は古うございまして、昭和3年ぐらいから始めております。その際に、当初、県有林の処分といったことで結構造成費を賄ってきたところがございませぬ。ただ、林業公社については、当初から資金を借り入れてやってきたということで、そこらあたりが大きな違いになるんじゃないかと思っております。

○中野委員 要は、林業1万ヘクタール、こちらの特別会計が、分収林もほぼ一緒ぐらい。だから、今言ったように、もともとの借入金の利息の違いなのか。債務保証まで入れると500億ぐらいになるわけよね。林業公社が大体400億、339、今までの分を入れると。これで今の林業公社は42億に59億で大体100億、そこら辺の違いを次の常任委員会でひとつお願いいたします。

それから、新聞を見ておたら、木材市がありましたよね。その前に、国富、東諸の材木屋に聞いたら、結局今の市場でも、大径材は中がうと（空洞）になっておたりして全然上がる見込みはないよという話が一般的だった。今度の新年の初競りでも大径材は売れ残ったという話が新聞に載っていました。ここら辺はどういうふうにご考慮おるか。

○水垂山村・木材振興課長 おっしゃいますとおり、本県の民有林資源につきましては36年生以上が7割ぐらい占めてございまして、杉の大径材につきましては、均一な乾燥が難しい、あるいは大径材を効率よく製材できる工場が少ない。製材する工場は、県内に年間1万立方メートル以上消費する工場が28工場ありますけれども、

大径材を効率よく製材できるのは3工場にとどまっているという実態がございます。そうしたことから県では、大径材の製材加工に対応した施設整備、あるいは大径材を積極的に活用した家づくりへの提案に対する支援、それから木材利用技術センターでも乾燥とか効率的な木取りに取り組んでいるところでございます。

○中野委員 要は、市場の需要がどうかということが大事だと思います。

鳥獣保護計画が今度出るかと思うんです。私はいつも思うんだけど、いろんな計画を5年ごと、3年ごと見直すけど、その計画の結果がどうだったかというのがないわけよね。鳥獣被害問題というのは綾、国富辺まで出てきて、鳥獣被害で農家をやめんといかんという話までできていますから、計画をつくるときに本当に実態で……。今まで計画をつくってもどんどん被害がふえているわけです。何で被害がふえたか検証した結果を次の常任委員会を出してください。それに基づいた計画じゃないと意味がないと思うんです。それは要望でいいです。

○福田委員 資料の説明をお願いします。3ページ、非常に興味を持って聞いておったんですが、特別会計の決算といいますか累計決算、それと4ページの県有林の寄与の繰出金の問題に関連してお聞きしたいんですが、まず、3ページの山林基本財産特別会計の事業と財務の関係で、総合収支では、約半世紀にわたる内容のようですから黒が出ているわけですが、実際、ビジネスとして見た場合、基本財産の特別会計の数字、これは昭和44年から平成22年ですから半世紀近いですね。それから4ページの寄与、繰出金が出ています。山林を売って県の本会計に助成されたということでしょうが、昭和34~36年と平成に入ってから通貨価値はすごく違うんです。例

えば1億3,800万というのは、恐らく10倍は見ていいと思いますから13億8,000万ぐらいあるんです。こういうものをシビアに精査して、本当に県の事業として山林事業はどれだけの内容があったのかということを見なければわからないんです。これは民間のビジネスをやった人間であれば、何でこういう数字の載せ方をするのかなとすぐ考えるんです。バランスシートを見ている人は。皆さん方が強調されているのはわかるんです。県財政の苦しいときに、木材価格が高かったから、売って、私どもが入っている議会棟を建てたんだな。できたのは私が高校生のときでした。覚えています。その辺の解釈が難しいですね。本当にこれはよかったんだらうか——よかったということになっているんですが……。

それから財務について、黒が出るという数字のつくり方ですが、これは特別会計のいろんな手法があると思います。現在、それがいろんな行政の公的企業の大きな赤字の原因になっておるわけです。これは半世紀に近い数字のまとめであります。これを精査して、最終的に本当に黒が出ているのか見ることが、今、中野委員がかなり詳しく質問されましたが、いわゆる現代版の林業公社の存廃を見る大きな数字にもつながってくると思うんです。半世紀の長い期間の数字ですからね。その辺を1回、この背景を見てみたいものだと思いますが、私の質問はおわかりでしょうか。

○福満みやざきの<sup>もり</sup>森林づくり推進室長 委員の御指摘のように、半世紀に及ぶ長いスパンでの収入、支出の比較で、これはあらん限りさかのぼってさせていただいたところでございます。おっしゃったように通貨価値が違うという面で見ますとそのとおりで、一般会計に繰り出した

実績を4ページに載せております。一番上の県庁舎は、先ほども説明しましたが、県の1号館を建設したときに、約半分を1億4,000万円で賄ったというような記録が残っておるんですが、どのぐらいの規模かわからないものですから、比較として、最近建てた県警本部の延べ床面積が1万8,390平方メートルございます。県の1号館が1万8,200平方メートルですので、ほぼ一緒ぐらいの延べ床面積です。県警本部の建設費用が約95億円と県警本部のほうから聞いておりますので、建設のコストというのもしっかり比較はできないんですけども、1号館を建設した当時もそれなりの経費がかかっていたものと考えれば、相当なものを県有林の材——そのときは諸県県有林を第1次的に伐採したときの会計からの剰余金と伺っております。貨幣価値が違うということで、これは先生御指摘のような、バランスシート（貸借対照表）がない県の会計のわかりにくいところかなと思っておるところでございます。今後は、貨幣価値をどう見るかということとはございますけれども、そういった検討も必要かというふうに思っております。

それと、今後、今ある県有林の面積6,000ヘクタール、それと県行分収造林が9,000数ヘクタールございます。それを最終的に伐採していったらどうなるかを、林業公社の試算をしたときと同じように、21年度の最低価格でもって試算をしました。これは載せておりませんが、それでいきますと、トータルではプラスになるという試算も出せたところがございますので、過去の繰り出し、繰り入れの状況も精査して今後の経営に活かしていくべきだと考えております。

○福田委員 なぜ私がそういうことをお聞きするかといいますと、皆さん方が「長い目で」と

いうことをよくおっしゃいます。林業公社の問題もですね。やっぱり半世紀近い林業の歴史があるんです。この辺から見たい。一方では財務の中で県営の繰出金もありながら、一方では県の一般会計から16億幾らの繰り入れがなされているわけですから、どういう相殺をして最後のネットの数字をとらえるのかということが、我々議員にとってはいろんな判断をする材料になるんです。その辺は丁寧な数字をお示しいただきたい、このように考えるわけでありまして。回答は要りません。

○押川委員 今のに関連して、やっぱりわかりにくいんですが、23年度の見込みという中で、23年度だけをかみ砕いて説明していただくと見えてくるのかなという気がするんです。今言われるように、一般会計繰り入れ、県有林でも6,400万、県行造林で5,200万、そして数字合わせじゃないかという気がするんですけど、これを教えてもらわない。過去のを幾ら聞いても、合わせると30数億の一般会計繰り入れがあるわけですから、23年度の見込みだけ教えていただくと理解が早いと思いますので、お願いしたいと思っております。

○福満<sup>も</sup>みやざきの森林づくり推進室長 23年度の見込み、大きく収入と支出だけしか出してございませんけれども、例えば県有林で申しますと、収入の内訳としましては、県有林は間伐しかやっておりますので、間伐材の売り上げによる収入、財産収入ということで費目は上がっておりますが、それが6,300万円ほど見込んでおります。そして前年度からの繰り越し880万円と諸収入とを加えまして7,300万余という収入になっております。そして支出の内訳としましては、監視人等の人件費、事務費等々の管理費が510万ほど、そして間伐収入を得るための事業費、

間伐の実施、伐採・搬出の経費等で6,600万ほどということで、7,200万ほどの支出となっております。財務のほうはこのとおりでございまして、収入としましては、一般会計からの繰入金を6,400万、支出としましては政策金融公庫の元金の償還4,900万と利息1,500万余というようなことで、トータルでの収支が、先ほど3ページで御説明したような収支となっておりますのでございまして。

一方、下の拡大造林（県行造林）のほうも申し上げますと、財産収入として県行造林の処分等で6,800万ほど、それから前年度からの繰り越しとしまして2,500万ほど、諸収入を合わせて収入計が9,400万ほどとなっております。そして支出につきましては、監視人等の人件費等の管理費、嘱託人件費も含めて1,170万ほど、事業の実施が900万ほど、それと3者の分収林の交付金等々としまして5,600万ほどかかりまして、支出が7,700万ほどになってございます。財務のほうについては記載のとおりということで、収入、支出の内訳はおおむねそのような状態で見込まれているところでございます。

○押川委員 23年度の見込みということで、今説明があったとおりで、それは理解はしますが、収益A、そして総収益の中でBを見るわけですが、Aに対するBという感覚が財務の中でわからない部分があるんです。これがわかる資料があれば、次回の常任委員会でもいいから、23年度の分を資料として提出していただければありがたいと思います。

それと、先ほども中野委員からありました林業公社の件ですが、これは、29年度までにさらにこういう改善を行って、4億円をさらに捻出しますということでの理解でいいんですか。計画に対してさらにやるということで、今回の資

料提出ということでもいいですか。

○福満みやぎきの森林づくり推進室長 第3期経営計画に加えてこういった改善に取り組むということでございます。

○押川委員 そういう中で、間伐の立方メートル当たりの金額があります。列状で言えば3,500円でございますけれども、これは高いか安いかわからない見積もりの見方は、6年間の中でどういう設定で3,500円というのを出していらっしゃるのか。ここだけ。後はそういうことだろうと理解しますので、高いのか安いのか、どういう価格設定なのかということをお聞きしておきたいと思っております。

○福満みやぎきの森林づくり推進室長 基本的には列状での間伐ということで、通常の定性間伐（本当の間引き）よりはコストが下がると見まして3,500円、これは高目に見ております。先ほど説明の中で、公社が既に取り組んでいるものがあると申し上げましたけれども、現在、延岡ほかで列状間伐に実験的に取り組んでございます。それについては補助事業を活用したということもございまして、今の契約でいきますと4,000円から4,200円ぐらいで清算ができそうだとところで実証をしている段階でございます。

○坂口委員 メジロの捕獲禁止ですよね、メジロ資源自体が大まかにどんな動きで来ているんですか。

○森自然環境課長 資源の状況を公的に調べたものはございません。ただし、日本野鳥の会の方にお聞きしましたところ、20年前からするとかなり減ってきている。ふだん庭先で見かけていたものが、最近では奥山、特に公園とか山林の奥でしか見受けられない。しかも長らく待っていないとメジロに遭遇しないというふうな状

況もありまして、確実に全体数としては減少しているのではないかとお聞きしております。

○坂口委員 余り詳しくわからんのですが、メジロは一時期、冬場にぱっとふえることがありますよね。それは年によって違うけれども。メジロというのはずっとすみつく鳥なのか、それとも移動する渡り鳥、広くは海外からも含めて移動性の鳥なのか、それはどんなですか。

○森自然環境課長 通常は里山付近に生息しているというふうに聞いております。

○坂口委員 僕らの経験では、渡ってくる。冬場になるとふえますよね。それは奥山から里山におりてくるというのじゃなくて、移動してくる鳥みたいな気がするんです。それと年じゅうすみついているメジロもいるんです。問題は、年じゅうすみついているメジロをマニアの人たちはねらって、しかもどこの山のどういったところにいるメジロが優秀なメジロなんだで価値が決まるということです。そこらにおりてくるメジロは見向きもしないんです。そこらをどう整理されるのかということ。もう一つには、メジロというのは昔からの日本の文化で、鳴かせて競う大会があるんです。これはそれなりに認知された、グレードのあるずっと続いてきた伝統なんです。これとの兼ね合いをどうしていかれるのかということ。もう一つは、輸入するものに対しての輸入証明書があれば飼えると今までなっていましたよね。これがどうなっていくのかということ。これはどんな整理されるんですか。

○森自然環境課長 1点目の地域で非常に高値で取引されるというお話がございましたけれども、県内でも一ツ瀬河流域の米良から木城町の一部につきましては捕獲禁止区域になっております。御承知のように、米良メジロということ

で非常に優秀なメジロが多くいるということも聞いております。先ほど委員がおっしゃったように、共鳴会という鳴き合わせの会が多数開催されまして、そこで優勝したものについては数百万で取引される。それが暴力団の資金源としてアンダーグラウンドに入ってしまうというようなこともお聞きしてございまして、そのようなことを踏まえて、自然環境保全審議会、国の答申としまして、本来、野生の鳥獣は自然のままに保護すべきものである。したがって、鳥獣の乱獲を助長するような捕獲については認めないという方針が出されたと聞いております。

○坂口委員 よくわかるんです。正しいことだと。今言われたように、今までも捕獲禁止だったんです。なぜいなくなったのかなんです。決めたって、それをフォローしていかないからだと思うんです。さっき言った鳴き大会なんていうのは全国のチャンピオンまで決まる。これはアンダーな世界のことじゃないんです。マニアの人たちがそれなりの技術を高めながら、いろんな経験則を持ってしのぎを削る大会なんです。これにやみの世界が介入してきたとか、それはわかりません。捕獲禁止区域、ここで絶対とらせないんだという山ばかりです。そこで捕獲することによって資源が枯渇してきたんだという今の説明ならば、ここは捕獲禁止だと決めた行政が、それを捕獲されないような手だてをなぜ今までしてこなかったのかというのが一つ。今後も一緒じゃないのか、幾ら決めたって。1世帯で1羽とらせていたのがゼロ羽になるだけのことでしょう。今言ったように輸入証明書、輸入したときにペット屋さんで——昔のままならですよ。ワシントン条約みたいに全面禁止になれば別です。まだ証明書があつて韓国あたりの海外から輸入できれば、さっき言われたよう

な解釈で、山にメジロが年じゅうすみついていて、そのメジロを捕獲しているんですという解釈なら、それを逃して違うのをつかまえてきてかごに入れたら、この証明書です。「私は韓国から来ました」なんてメジロは言わないです。どんな整理されるんですか。

**○森自然環境課長** 輸入メジロにつきましては、確かに委員おっしゃるように、台湾メジロというのがいるそうです。それが輸入証明ということで証明書類があれば、日本のメジロとすりかわる可能性もございますけれども、専門家の判定とかDNAの判定で日本のメジロかどうかというのは比較検討ができるというふうに……。

**○坂口委員** そんなことを言ってきているからいなくなる。DNA検査させろなんて、何を根拠に言えますか。そんなことしないでくれ、100万の鳥だよ。注射なんてされたら大変なものだとか、採血なんてされたら、毛なんか抜かないでくれとか、近づくことだけでこのメジロは鳴かなくなるぞということで、手が出ないです。だから、とらせないと決めたところを、どうやればとられずに済むかということです。決めるだけじゃだめです。野鳥の会は守る側、鳴かせる会は鳴かせる側だから、本当に正しい裁定をどうやるか、決めたことをどう履行していくかということで、これはこの後はいいです。

センター所長に聞きたいんですけども、今説明されて、何が目的なのかわからなかったんです。津波が来たと、一番海岸沿いにあったものだからまともに波が来て、計算上、95.5kN/m<sup>2</sup>の波がかかったはずですが。でも、壁が壊れてしまって集成材の柱だけになりましたから、3.82kN/m<sup>2</sup>で終わって、許容範囲内だから柱はもったんですよという説明かなと思ったんです。山下議員がそういうことを求めたのは、多分、県産

材をどう使っていこうかという目的だと思うんです。だから、県産材を使うためにはどうあるべきなんだということ。

今のを聞いていて、一番海に近い、何も障害物がないところにこれは建てましょう。波が来てぼんと壁を壊してしまっても柱が残りますという説明なのか。奥につくったらいろんなものが流れてきて、ここにぶつかったら95.5kN/m<sup>2</sup>がかかってしまうから、建物はもろにいつてしまうよと、意味がわからないんです。今のは、それを県産材の消費拡大にどうつなげようと言われることなのかを教えてください。

**○飯村木材利用技術センター所長** 今の委員の御指摘のとおりで、目的は、沿岸施設の設計に杉の利用がうまくできるかどうかを確認したかったわけです。まず私がびっくりしたのは、背後地を見たときに、2階建ての木造住宅、ツーバイフォー、プレハブ、在来のほとんどが流されているんです。石巻の人は「木造はだめだ」ということを異口同音に言っているんです。それを聞いたときに、これは将来、木造は沿岸地帯から消失するな、消えてしまうなと考えたんです。そうなりますと、宮崎県も440キロの沿岸を持っていますが、木造が建てられなくなるんです。それで、これはいかんと思ひまして、コンクリートだけではない、杉木造が沿岸に使えるんだということを証明したかったわけです。

調べれば調べるほど理屈が全部通っているんです。今、国交省を初め津波に対する設計基準がだんだんできつつあるんです。その中で木造だけが置いてきぼりを食らってしまっていて、まず、コンクリートをどうする、鉄骨どうするという避難ビルの設計指針が改めてできようとしています。木造関係がとにかくおくらせていまして、木造はしばらく待てというような感じに

なりつつあるんです。一方、2年前に公共施設等の木材利用の法律が決まりました。それに対して、宮崎県は杉を持っている以上は、杉を使うためということで、杉でもできるんだということを情報発信したわけです。

ですから、今回の調査結果は、単なる報告書ではなくて、木造が沿岸に使えるということを報告書としてまとめて、今は関係先、具体的には林野庁、国土交通省住宅局、県の関係機関、土木事務所等に詳細な調査報告書を送っていきまして、今後、もし沿岸地帯で木造を計画する場合には当センターに相談してください、県産材が使えますよということを申し上げているところです。確かに、門川町だとか今困っているんです。今の木造をどうすべきなのか、あるいは今後木造が建てられるのかという話もございまずので、今回の調査はセンターにとっても県にとっても重要だと思っています。

**○坂口委員** それで、実際、木造がいいんだよという結論にこの報告書が達しているのかどうか全くわからないんです。今の説明では、海岸沿いに木造住宅をつくる時は、それなりの大断面の集成材を使ってまずしっかりしたアーチをやっておいて、そして1階は流されてしまおう、2階を残そうということならば木造が適しますよという理解しかできなかったんです。そこらのところが、今の時点で耐津波性に、木造住宅は今後ともコンクリートと対等、あるいはそれ以上のものが期待できますというところまでいけるのかどうか。

**○飯村木材利用技術センター所長** 次の段階は、2階、3階の木造が耐津波性がどういうふうに確保できるかということになってきます。今、設計荷重が決められてきましたので、木造関係者は私以外にもたくさんいますから、そういう

人たちと連携し合って、宮崎県の実態に合う木造がどういうものなのか、津波に対してどういうふうに考えればいいのか。当然杉も、集成材だけではなくて、今おっしゃった、大径材から大断面材を得る、あるいは大径材をうまく木取りして合わせ材にするとか、耐津波性用の大断面材をどうとるか、それもセンターの大きな課題になると思います。

**○坂口委員** ぜひそこら期待したいと思うんです。今までそういった視点からの本当の専門的な研究とか開発なんていうものはやられていなかったんじゃないか。さっきも説明の中で、アルミ製のくいでとめていたからさびにも強かったとかあったんですけど、それをてこにとれば、金属と木材との大断面で、ここにかかった荷重なんていうのは、金が強いからかなりな断面をとった集成材じゃないともちませんという構造計算が出てくると思うんです。そうすると津波荷重が余計かかっていくとか。だから、そこらのジレンマを、今回のことをぜひとも参考に、むしろそこで、アーチ橋は残していく。残すことで2階は保てますよとか、避難施設なんか特にですね。ただ、残すためには金属と木材ではかなりな断面積が要りますから、これを昔のダボでやったときにはこれだけ面積が狭められる、そうすると実際の実荷重が3.82どころか3.0を切りますよというようなところまでぜひともつなげていっていただいて、海岸線地帯における理想的な木造住宅のあり方にぜひつなげてほしいという気がします。

**○飯村木材利用技術センター所長** おっしゃるとおりで、私も同じことを考えていましたので、ぜひ協力をお願いいたします。

**○坂口委員** エコクリーンでずっと気がかりだったのが、下水道につないでpHが高過ぎた

からと。たしか9,000ppmか1万ppmぐらいが実際出て、設計は3,000ppmになっていたということだったですね。ずっと気になっていたんですけど、なぜあそこで3,000ppmにやったのかとなると、その根底には分別収集があったのかなという気がするんです。特に高カロリーのものはずべてリサイクルするんだよとなったところで。今度はそれを燃やしてしまつての9,000ppmじゃないかと思うんです。家ででの仕分けを見ていると、主婦の方はよくわかると思うんですけど、廃プラなんかをリサイクル用にやっていくのは大変な手間なんです。そんな手間をやって家庭から出したものが、あそこでカロリー稼ぐために燃やされて9,000ppmにつながっているんだつたら、そんな手間は家庭にかけさせないことが親切じゃないかと思うんです。なぜ3,000ppmだったのが現実には9,000ppm出ているのか。もうちょっと、1万2,000ppmぐらいあるかもわかりません。

**○福田循環社会推進課長** 委員のおっしゃるとおり、設計は3,000mg/lで設計されておまして、第一義的にはそれが3,000で設計されたこと自体がどうだったかということが、今、裁判で問題になっています。なぜそういう低い値になったのか、そこは裁判でも問題になっているところで、その分は裁判で争われて結果が出てくると思います。

実際に現場では6,000～1万2,000ぐらいの濃度が出ているということで、これは外部調査委員会の中でもその原因を明らかにしようということで調査があったんですけど、そのときに想定されたのが、一つは、台風19号の災害ごみがたくさん出まして、それをいつときに大量に入れて処理をしたことが原因じゃないかということと、廃プラスチックを燃やし始めたことが原因ではないか、2つの大きな想定をしながら調

査をしていただきました。結論から言いますと、災害廃棄物は確かに大量にいちどきに入ったので、廃プラを焼いたことについては、若干プラス要因というか、濃度が増した要因にはなつたかもしれませんが、大きな原因ではなかつたというふうに外部調査委員会の中では報告がまとめられております。

**○坂口委員** 言われるとおり、800度の温度を確保するために廃プラを入れて燃やしたんだという資料を当時いただいたんです。その中では余り大した影響は出ていないんです。でも、現実にそれだけの濃度があるということは、どうも報告書の裏資料として、収集したものの自体に不足な点があるんじゃないかという気がしたのと、そういうことは置いておいてもいいんですけれども、家庭が分別収集やっけていて、そこからリサイクル用だ、あるいは資源ごみだということを出して、それが燃やされているなら、収集のあり方自体をもうちょっと親切に、どうせ燃やすんだからそんな無駄なことはしなさんな、楽しんでくださいという収集の仕方をしないと、家庭では一生懸命、リサイクル用だとか資源ごみだとかやっています。そこらのところを情報の還元というのか……。

**○福田循環社会推進課長** その部分は、委員おっしゃるように家庭には徹底した分別収集を市町村は求めているわけですので、搬入をされて処理するエコクリーンプラザとしては、家庭の皆さんの思いなり苦勞を十分に受けとめて、できるだけきちんと処理をしていくように、また我々も指導していきたいと思っております。

**○坂口委員** ダイオキシン対策で最低限度のカロリーが必要なわけですから、燃やさざるを得んのだつたら、はっきり燃やしていますということやられたてほうがいいのかという気が

します。

**○岩下委員** 坂口委員からメジロの件が出たんですけれども、7ページのほうに書いています。国で決めたからこれはしようがないという見方で、メジロを飼っている人は物が余り言えないんじゃないかという気がするんです。自然環境審議会で決まりましたとはいうものの、その審議会のメンバーの方がメジロを飼ったことがあるのか。宮崎県では昭和30年代から、青少年の大変親しみやすい——山にメジロをとりに行って、自分で飼って、自分は飯を食べなくてもメジロに優しくして、1週間に1遍か2遍、3遍、メジロかごを洗って清潔にしながらやっていたんです。まさに青少年の健全育成、命を大切にするというのは、そういった中からも青少年に大きな夢も与えたんじゃないか。そこでいきなり、じゃメジロを……。今までの過程はあるんでしょうけれども、愛好者の声というのは県のほうにも届いていますか。

**○森自然環境課長** 2～3の愛好者の団体のほうからそういうお話は伺っております。委員がおっしゃったように、昭和25年から、メジロその他の野鳥については捕獲の制限が順次されてきて、平成11年から1世帯1羽というふうに決められて、今、10年間を経過しております。現在、262世帯が飼養の許可をもらって飼っていらっしゃる。それは1年間の継続を繰り返していくわけですので、現在の方は今後も飼養できることになっております。

**○岩下委員** 実際に高齢者の方がメジロを飼っていて、それが生きがいになっているんです。ですから痴呆を防ぐんじゃないかという気はしますし、メジロが鳴く、そういった方の楽しみでもあるわけです。そういったのが奪われるんじゃないかと思えますし、メジロが何羽いるか

実態は野鳥の会が調べられるんでしょうけれども、全体的には減っているんだ。しかしどれぐらいになっているかわからんと。そういった中で規制ばかりやって……。

メジロというのは日本人大好きなんです。色もグリーンで絹が入ったような形で、みんなが好きで、串間市の鳥にもなっているんです。メジロを養っている人がメジロを殺すかという、そうじゃないんです。ある程度飼ったら放すんです。だから、どこが悪いのかなという気がするんです。できれば、老人ホームでぜひ高齢者の方に飼わせたらどうだろうか。そのほうが楽しみもありますし、生きがいにもつながると思うんですが、御意見をお願いします。

**○森自然環境課長** 先ほども申し上げましたように、国の審議会の話ではございませんけれども、本来、野生のものは自然のままに楽しむというのが基本だというふうに伺っておりまして、国の基本指針に沿いまして今回改正しようと思っておりますが、今後、スケジュールでもお話ししましたようにパブリックコメントをいたしますので、その中でも県民の御意見を十分に踏まえていきたいと思っております。

**○岩下委員** 11次計画で認めない、これは実際には24年の4月から始まるということですか。

**○森自然環境課長** 計画期間に書いてございますように、24年の4月1日から新たな捕獲は認めないということです。

**○岩下委員** メジロの好きな人は本当に手放したくないというのはあるんですけれども、卵を産ませて人工的にメジロを飼育することはできないものなんですか。

**○森自然環境課長** それはできないということになります。

**○岩下委員** 一番の大きな原因は、メジロが少

なくなったというよりも、暴力団の資金源になっているからやめさせるというのが強いんじゃないでしょうか。どうなのでしょう。

**○森自然環境課長** 県警のほうにも確認をいたしましたけれども、それについては定かではございません。

**○岩下委員** パブリックコメントということで今話がありましたけれども、ぜひ愛好者の声をしっかり聞いていただいて——そんなに悪いことをしているような感じはしないと思うんです。かわいがっているんだという思いはあるんですけれども、ぜひそういった御意見を聞いていただいて、また国のほうの審議会関係での意見も、どういうことで禁止されるのか。自然のものは自然でというふうに言われますけれども、宮崎県でたった262名ぐらいじゃないと思うんです。日本国じゅうで好きな人はたくさんいるわけですから、法律違反だと言えましょうがないんですけれども。ぜひメジロを飼っている人の意見を聞いていただいて、また何らかの形になるといいなと思います。

**○森自然環境課長** パブリックコメントを踏まえて十分に検討させていただきたいと思います。

**○坂口委員** くどくなるけど、そんなんじゃない、今までもとれなかったんですから。1羽とるときは前のを放鳥してしかとれなかったんです。それで、現実にとられているとなつているなら、とられない工夫を凝らさないと、どんなにやってもだめです。まともに表で飼っている人たちはしっかりそれをやっていて、言われたように逃がすんです。それよりいいものが手に入ったときに逃がす。そして入れかえる。何年たったら逃がすということをやっている。

これは参考までになんですけど、とり方が巧妙だと思うんです。それを徹底して持ち出させ

ない工夫をしないと、どんなことを決めたらいいなくなります。自然のものは自然というけど、ほかにもいろんな自然のものが飼えるじゃないですか、身近で楽しもうとすれば。メジロに限ってということでもない。余り今の説明は説得力持たないし、まともにしている人たちにそうではないもののしわ寄せが来るというのは適切なやり方じゃないと思うんです。本当にアンダー社会がとってそれを金にしているという事実があるというなら、そこを取り締まるべきでしょうし。山に行かなきゃ、こちらにいてはとれないんだから、山に入る者。今やっておられるのは、「不審な人を見つけたら教えてください」ぐらいでしょう。振興局あたりに連絡してください、車の変なところにとまっていたり、メジロをとっている人を教えてください。行って「とっていませんか」と言ったって、そう簡単にしつぽを出さないです。例えば、茶封筒の中にメジロを入れて車の隅っこに入れておいたり、座席の下に入れて持って帰るとか、靴下の中に入れておいて持って帰るとか、いろんなやり方をやっているといると思うんです。見たことはないけど。だから、そこらをしっかり守ろうとしたら——どんなルールを決めても今までいなくなったものはなくなります。それだけお金になるものならあきらめないです。巧妙になって。だから、本当にメジロをしっかり絶やさないといいこうというなら、絶やさないと汗を流さないと、ルール決めして安心してたって、同じことがずっと続くと思うんです。くどくなりますけど、今でもとれないんですから、本当は。

**○田口委員長** ほかにございませんか。よろしいですか。

**○中野委員** 次の常任委員会、資料をお願いします。林業公社の金の流れ、立木を切って市場

に出すまでにどんな流れか。それと経費、支出先はどういうところになっているのか。金額が大きい割にはわからんのですよね。我々素人には、流れがどうなって、どこに金が行って、どんなふうに通じているかというのが。そこ辺の資料をお願いします。

○福満みやぎきの森林づくり推進室長 これは、決算が出ているのが22年度ですけれども、22年度決算でのということでしょうか。

○田口委員長 その他ありませんか。

○二見副委員長 環境管理課長にお伺いしたいんですけれども、今までずっと委員会ごとに放射能降下物等についてのお話を伺ったんですが、あれから今日に至るまでのデータ等もあると思うんです。今の現状を教えてくださいなと思います。

○橋本環境管理課長 環境放射能の調査につきましては、これまでも御説明しておりますとおり、文部科学省の委託を受けて衛生環境研究所のほうで調査を行っているところでございます。調査を行っているものにつきましては、まず空間放射線量率、これは大気中にどれだけの放射線があるかというものでございます。これは24時間はかかっておまして、1時間おきにその数値をお出しすることとしております。これまでのところ、過去5年間に測定いたしました放射線量率とほぼ同様の数字が出ているということでございまして、空間での放射線量率は福島原発事故以前と以後では変わらないということでございます。

それから空間放射線量率以外に、空から降ってまいります雨とかちりの中に放射性を出す物質がどれくらいあるのかというものはかかっております。これは降下物と申しておりますが、これにつきましても福島原発事故以降は毎日

かかっているところでございます。これにつきましては何回か測定がされたということでございまして、要素やセシウムなどが何回か検出されておりますが、その量につきましてはそれまで検出されたものとほぼ変わらない、これまでも時々検出されていたことがございます。その原因として、それまで外国等で行われておりました核実験で出た放射能などが大気中に回っておりますので、そういったものがたまに出ていたということでございますが、福島原発事故以降も、それまで検出されていたものとほぼ同程度のものがたまに何回か検出されたことがあるということでございます。

それから、そのような形で空等から降ってまいりますもの、それからもともと土の中等にございます放射性物質等から受ける野菜、米などの農産物への影響はどうかということも調べております。米につきましては、9月に総合農業試験場でつくりました米をはかっておりますが、この米からは放射性物質は検出されておられません。それからお茶につきましては、5月に、川南町にあります茶業試験場のもの、それから都城の農家さんのものについて調べております。このときは少しですけれども放射性物質が検出されております。しかしながら、その量につきましては、過去たまに出ておりましたものと同レベルであったということで、事故の前後に変わりはないということでございます。それからもう一つ、牛乳につきましては8月に畜産試験場の牛乳をはかっております。これにつきましては放射性物質は検出されていないということでございます。そのようなことから、本県におきましては環境中の放射能につきましては福島原発事故以前と同じレベルが続いているということで、影響はないと考えるところでござい

す。

加えまして、県内の海水浴場を調べておりますけれども、放射性物質は検出されていないということで、海水中につきましても影響はないということでございます。これにつきましては今後引き続き測定を続けて、測定結果が出次第、記者室のほうに情報提供しているところでございます。

○二見副委員長 ありがとうございます。

もう一つ、東北の瓦れき処理状況について、今、県はどのような情報を持っていらっしゃるのかをお伺いします。

○福田循環社会推進課長 基本的には報道等とかネット上で情報を取りまして、その範囲で存じておるということで、各自治体の瓦れき広域処理に向けてどのような動きになっているかということは、逐一情報をとるようにはしているところでございます。

○二見副委員長 各自治体等でもいろいろと議論がされているところだと思うんですが、今、東北のほうで一番困っていることは何なのかと考えたときに、この瓦れきの問題というのは大きい課題の一つではないかと思うんです。非常に難しい課題かとは思いますが、一昨年の口蹄疫の件や新燃岳も、全国的にいろいろと支援をいただいた県でありますから、手をつけにくいところかもしれないんですけども、できるだけ宮崎県が積極的に取り組む姿勢を何とか出していけないかというふうに思っています。すぐすぐに解決はできないかもしれませんが、そういったことを要望としてお願いしておきたいと思えます。

○田口委員長 その他でございませんか。

それでは、以上をもって終了いたします。

執行部の皆様、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時54分休憩

---

午前11時57分再開

○田口委員長 委員会を再開します。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、以上で委員会を終了いたします。

午前11時57分閉会